

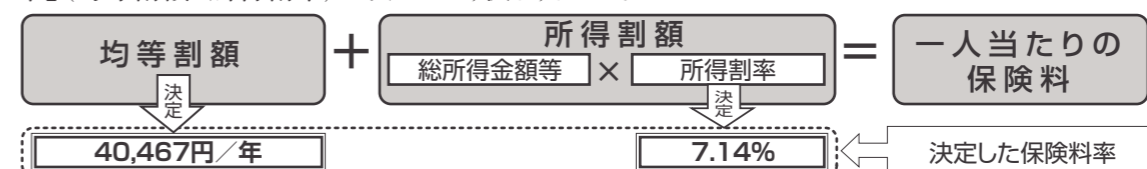
広島県における後期高齢者医療制度の『保険料率』が決まりました

75歳以上の方と一定の障害がある65歳以上の方が受ける、現行の老人保険制度に代わる医療保険制度です。

保険料の決め方

被保険者の方に納めていただく保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

この度、平成20年度および21年度の広島県における個人の保険料を算定するための「保険料率」(均等割額と所得割率)が次のとおり決めました。



40,467円/年 7.14%

※年金収入だけの被保険者については、年金収入額が153万円以下の場合には所得割は課されません。
 ※総所得金額は、「給与収入-給与所得控除額」、「年金収入-公的年金等控除額」などの合計額から基礎控除額33万円を引いた額となります。

| 世帯の軽減判定所得(被保険者と世帯主の所得の合計額) | 均等割額 |
|---|---------------------|
| 『33万円』以下の場合 | 7割軽減 (12,140円/年) |
| 『33万円+24.5万円×世帯の被保険者数』以下の場合 ※被保険者が世帯主の場合は世帯主である被保険者を除いた数となります。 | 5割軽減 (20,233円/年) |
| 『33万円+35万円×世帯の被保険者数』以下の場合 | 2割軽減 (32,373円/年) |

※軽減判定所得…基礎控除額控除前の総所得金額をいいます。ただし、年金収入がある人は、年金収入額を更に控除(特別控除:上限15万円)した額が、軽減判定所得となります。
 ※なお、基準となる額は税制改正などにより今後変更される場合があります。

■均等割額の軽減
 所得の低い世帯の被保険者は、均等割額が左のとおり軽減されます。(低所得世帯に係る軽減措置)

【単身世帯の場合】

| 年金収入 | 均等割額 | 所得割額 | 年額保険料 |
|---------|---------|---------|----------|
| 153万円以下 | 12,140円 | 0円 | 12,140円 |
| 200万円 | 32,373円 | 33,558円 | 65,931円 |
| 250万円 | 40,467円 | 69,258円 | 109,725円 |

【被保険者2人世帯の場合】

| | 年金収入 | 均等割額 | 所得割額 | 年額保険料 |
|-----|-------|---------|---------|---------|
| 世帯主 | 153万円 | 12,140円 | 0円 | 12,140円 |
| 世帯員 | 79万円 | 12,140円 | 0円 | 12,140円 |
| 世帯主 | 180万円 | 20,233円 | 19,278円 | 39,511円 |
| 世帯員 | 79万円 | 20,233円 | 0円 | 20,233円 |
| 世帯主 | 200万円 | 32,373円 | 33,558円 | 65,931円 |
| 世帯員 | 79万円 | 32,373円 | 0円 | 32,373円 |

※上記表中の均等割額は軽減後の金額です。

※世帯員の年金収入「79万円」は老齢基礎年金の満額で設定。

年金収入200万円-公的年金等控除額120万円-特別控除額15万円=65万円が総所得金額。(≤68万円)したがって、均等割額は2割軽減に該当。総所得金額と0.0714の積である33,558円が所得割額。

■年金収入のみが所得の場合の保険料率の具体例

| 期 間 | 保険料の負担 | |
|------------------------------|--------|----------|
| | 均等割額 | 所得割額 |
| 4月～9月 | 負担なし | 負担なし |
| 10月～平成21年3月 | 1割を負担 | |
| 平成21年4月以降、制度加入時から2年を経過するまでの間 | 5割を負担* | 所得に応じて負担 |
| 制度加入時から2年を経過した後 | 全額負担* | |

※低所得世帯に係る軽減措置の対象となります。

■保険料の軽減措置
 制度加入直前に健康保険組合等の被扶養者だった人には、左のとおり期間限定の軽減措置があります。

■保険料の納付

保険料は原則として年金から天引き(特別徴収)されます。ただし、年金額が年額18万円未満の人や介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える人等については、納付書や口座振替により個別に納めていただきます(普通徴収)。また、保険料の額は、4月に特別徴収の仮徴収分(4・6・8月天引き分)を、7月に特別徴収の本徴収分(10・12月・翌年2月天引き分)、もしくは、普通徴収分をお知らせします。

問合せ先
 広島県後期高齢者医療広域連合業務課業務係
 住民課保険年金グループ
 TEL 502-7822
 TEL 820-5604

シリーズ 熊野町国民健康保険の財政状況

第1回

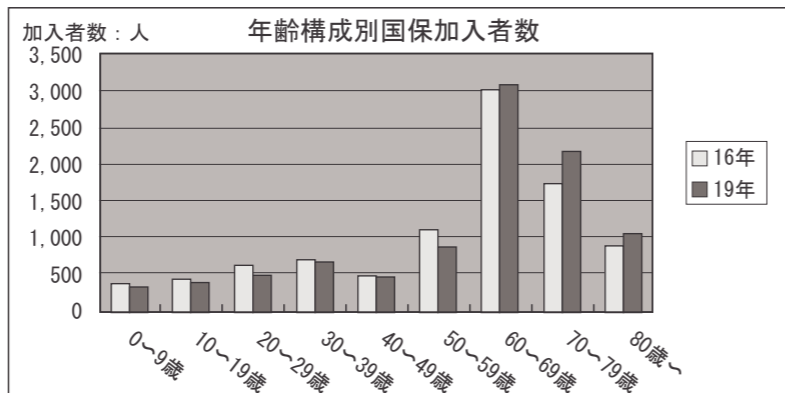
窮地に立たされている国保財政

問合せ先
 住民課保険年金グループ
 TEL820-5604

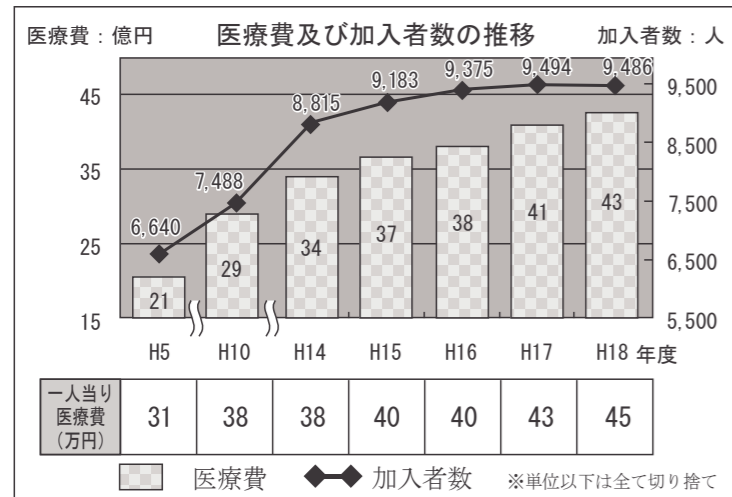
国民健康保険(以下「国保」)財政は、加入者の高齢化や医療技術の高度化で医療費が年々増加し、非常に厳しい運営状況になっています。国保財政の現状についてご理解いただくため、3回シリーズでお知らせします。

国保加入者の推移

- 高齢化が着実に進み、60歳以上の加入者が全加入者の約3分の2(66%)を占めています。
- 平成19年12月31日現在の加入者は9,505人です。
- 平成16年から平成19年の加入者数は、ほぼ横ばいです。



医療費は増加の一途



- 熊野町の国保にかかる医療費は、年々増加の一途をたどり、平成14年度には約34億円(約1.4倍)、平成18年度には約43億円(約2.0倍)となっています。
- 同様に年平均加入者は、平成14年度8,815人(約1.3倍)、平成18年度9,486人(約1.4倍)となっています。〔()内は、平成5年度との比較〕

加入者は約1.4倍の伸びに対して、医療費が2倍以上となっている状況です。なお、一人あたりの医療費では、平成5年度と平成18年度の比較で約1.5倍の伸びとなっています。

国民健康保険財政への影響は?

国民健康保険は、若い人 비해医療費の高い高齢者や、離職等による収入の不安定な被保険者が増加しており、構造的に弱い財政基盤にあります。加えて近年低迷する経済情勢の中、保険料等の歳入が伸び悩んでいます。

一方、被保険者の高齢化の進展、高度先進医療の普及などにより、医療費は急速に増加し、今後さらに増加していくことが予想されます。このようなことから不足した財源を町一般会計からの繰入に頼らざるを得なくなってきており、町の財政の大きな圧迫原因となっています。

また、国保財政の約3分の1は皆さんの保険料によるものです。医療費の増加により、皆さんに負担していただく国保税は大幅に増額しなければなりません。医療費の増加を防ぐためにも、若い頃からの生活習慣病予防が大切です。

「生活習慣病予防」については、P8の「けんこう通信」を参照ください。